

2019年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者A日程 試験問題

刑事法系（刑法，刑事訴訟法）

<解答上の注意>

1. 問題冊子は，表紙を含め3枚である。
2. 問題には，問題1と問題2がある。配点は，問題1が60点，問題2が40点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は，問題1用と問題2用の2枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し，また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお，整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後，問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は，黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので，折り曲げや書込みをしないこと。なお，書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後，解答用紙と貸与した六法を回収するので，指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は，すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の各設問に答えなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること（解答順序は問わないが、設問番号を記入すること。また、2問とも解答すること。）。

〔設 問〕 1

Xは、強盗目的でAを鉄パイプで殴打し、気絶させたところ、Xの友人のYが偶然その場に現れた。

Xが強盗目的でAを殴打し気絶させたことを知ったYは、自分も金品が欲しくなり、Xとともに、Aの財布を奪った。

XとYの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く）。

〔設 問〕 2

Zは、就寝中のBを殺害するために、深夜、B宅に侵入し、ふだんBが寝ているベッドに向けて拳銃を発射した。ベッドは布団が盛り上がった状態になっており、傍目にはBが寝ているように見えたが、たまたまBは外出中であつたため、ベッドには誰もおらず、殺害の目的は果たせなかった。

Zの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く）。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】 次の事例を読み、後記設問に答えなさい。解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

【事 例】

平成30年7月1日午後8時30分頃、岡山市北区甲町123番地所在の「S商店」の店内で、店に入ってきた客が、レジ係をしていた被害者Vをいきなり殴り、その後すぐに同店の出入り口から逃走するという傷害事件が発生した。Vからの通報を受けた司法警察職員Kは、同所において実況見分を行い、後記の実況見分調書（以下、「本件実況見分調書」という。）を作成した。Kは、捜査の結果、Aを本件被疑者として逮捕し、後に、Aは、上記傷害の公訴事実で起訴された。

Aは、第1回公判期日において、「全く身に覚えがない。」と主張し、Aの弁護人Bも同様の意見を述べた。

検察官Pは、犯行現場とされるS商店の店内の状況についてレジや出入り口の位置関係を立証する目的で、本件実況見分調書を証拠調べ請求した。これに対して、弁護人Bは不同意の証拠意見を述べた。

[本件実況見分調書]

作成者	司法警察職員K
立会人	V
実況見分の日時	平成30年7月1日午後9時30分頃
実況見分の場所	岡山市北区甲町123番地 S商店
実況見分調書の内容	S商店の店舗内見取り図が添付され、その見取り図には、レジ付近に×印が付されている。そして、×印の説明として、「立会人は、『私が犯人から殴られた位置はここです。』と供述した。」と記載されている。なお、Vの署名・押印はない。 (その他の内容については、略。)

[設問]

本件実況見分調書の証拠能力について、問題点を指摘し、理由を付して論じなさい。

**《問題2 以上》
《刑事法系問題 以上》**

【出題意図】

問題 1 (刑法)

設問 1 は，承継的共同正犯の事案につき，理解的理解及び事案処理能力を問うものである。

設問 2 は，不能犯の事案につき，理論的理解及び事案処理能力について問うものである。

問題 2 (刑訴法)

本問は，実況見分調書及びこれに記載された立会人供述について，いかなる伝聞例外要件を満たせば証拠能力が認められるかを問うものである。